年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会平成28年12月6日答申分

○答申の概要

 (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの
 1件

 厚生年金保険関係
 1件

 (2) 年金記録の訂正を不要としたもの
 1件

 厚生年金保険関係
 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600206 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600069 号

第1 結論

請求者のA社本社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 3 月 25 日から同年 4 月 5 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

昭和50年3月25日から同年4月5日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年3月25日から同年4月5日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和50年4月25日から同年同月5日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで

請求期間においては、A社本社からC支店への転勤による異動はあったが、継続して勤務しており退職はしていない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の経歴表、D健康保険組合の適用台帳及び雇用保険被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(昭和 50 年4月5日にA社本社B事業所から同社C支店に異動)、昭和 50 年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

したがって、A社本社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50年3月25日から同年4月5日に訂正し、昭和50年3月の標準報酬月額については、請求者の同社における同年2月に係る社会保険事務所(当時)の記録から16万円とすることが妥当である。

また、請求者のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 50 年 4 月 25 日から同年 4 月 5 日に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、昭和50年3月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年同月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600175 号 厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1600003 号

第1 結論

昭和27年9月1日から昭和40年8月10日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和27年9月1日から昭和40年8月10日まで

支給済期間: ① 昭和27年9月1日から昭和28年7月1日まで

② 昭和29年6月1日から同年8月14日まで

③ 昭和33年2月1日から昭和34年3月22日まで

④ 昭和34年7月1日から昭和40年8月10日まで

年金記録では、請求期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できるが、受給した記憶がないので、記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、昭和41年8月31日に請求者に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる。当該支給決定当時、脱退手当金の支給対象期間に昭和32年9月30日以前の期間が含まれていた場合、社会保険事務所(当時)は、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)に照会し、同庁が管理していた厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)の写しの交付を受ける取扱いとされていたところ、脱退手当金支給済期間①及び②に係る請求者の旧台帳には、前述の取扱いどおり、社会保険庁が、社会保険事務所に旧台帳の写しを交付したことを示す「回答済41.6.30」の印が確認できる。

また、請求期間の脱退手当金は、請求者の過去の異なる3つの厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理された異なる4つの事業所に係る厚生年金保険被保険者期間の全てが支給対象として計算されており、社会保険事務所が管理していた請求期間における最終事業所(A社)の厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されている。

このほか、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに、請求者が脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者が、請求期間に係る脱退 手当金を受給していないものと認めることはできない。